

滝川事件以後——京都大学法学部再建問題——

松尾 尊兌 †

はじめに

1933年におこった滝川事件は、その20年前の沢柳事件とともに、二つの京大事件として日本の大学史上特筆される。戦後京大歴代総長の多くは、入学式・卒業式などの式辞において、京大の誇るべき自由と自治の伝統を形成したのものとして、京大事件に言及してきた。ところが京大の行事として、京大事件を記念する催しは、これまで一切行われなかった。その理由は、京大事件の火元となった法学部において、滝川事件の後遺症が長く続き、その再建が容易でなかったことにある。その後遺症とはいかなるもので、いかなる経過を経て今日に到ったか。ひとつの試論としてその由来を明らかにしてみたい。

まず表記法について説明しておきたい。引用文もふくめ、原則として当用漢字、現代仮名遣を使用する。ただし瀧川幸辰自身にかかわることは「瀧川」、京大滝川事件については「滝川」と区別する。瀧川は序幕はともかく、全体としての滝川事件の主役ではないことを示すためである。

文中引用する新聞名は、たとえば『大阪朝日新聞』昭和8年5月26日付夕刊を「大朝」（昭8・5・26夕）の如く略記する。『東京朝日新聞』は「東朝」、『大阪毎日新聞』は「大毎」、『中外日報』は「中外」、『日本新聞』は「日本」、『京都日出新聞』は「日出」、『京都日日新聞』は「京日」、『京

都新聞』は「京都」、『産業経済新聞』は「産経」、『大学新聞』は「大学」、『学園新聞』は「学園」と表記する。引用文中の〔 〕は松尾の注である。

I 戦前の法学部再建問題

1 事件の終末と教官の分裂

1933年5月26日、斎藤内閣の文相鳩山一郎は、京大法学部教授瀧川幸辰の刑法学説はマルクス主義的で、大学令の規定する大学教授の「国家思想の涵養」義務に違反するとして、瀧川を休職処分に付した。かねて瀧川処分は沢柳事件で獲得された学問研究の自由、大学自治への侵害であり、処分強行の場合は、連袂辞職を執行し、瀧川復職による自由・自治の回復という「目的ヲ貫徹セザル限り如何ナル場合ニ於テモ慰留運動ニ対シテ絶対ニ応ゼザルコト」を申し合わせた法学部教授は直ちに辞表を提出し、留学中の池田栄を除く助教授以下の全教官もこれにしたがった。法学部教官を支援する学生運動は全学に広がり、さらに東大その他の大学に波及し、ジャーナリズムにも、多くの知識人が文部省批判の論文を掲載した。

京大総長小西重直は文部省と法学部の板ばさみとなって辞職し、代って選出された松井元興は7月10日、法学部全教授十五名の辞表を文相に進達したところ、文相は強硬派と目される佐々木惣一ら六

† 京都大学名誉教授

人の辞表のみ受理し、他は却下した。これは総長の具状(人事具申)権の否定であるにもかかわらず、松井はそのまま辞表を持帰り、九人の慰留につとめた。松井は法学部の長老教授中島玉吉の献策にもとづき、文部省と折衝し、7月18日にいわゆる松井解決案を得た。これは文相が「法令並従来ノ取扱例ノ範囲内ニ於テ」大学の自治を承認するという小西前総長の解決案を補強するもので、その眼目は今回の瀧川「処分ハ非常特別ノ場合ニシテ、文部当局ガ教授ノ進退ヲ取扱フニ付、総長ノ具状ニ依ルコトハ多年ノ先例ニ示ス通りナリ」との言明を文相が与えたことにあった。

7月22日新学部長に選出された中島玉吉ら七教授は、この松井解決案をもって、文部省は今後再び瀧川処分のようなことを行わないという意思の表明であるとして、瀧川辞職が確定した今日、「われわれの主張したところは貫徹せられ」たとの声明を發した。一方、田村徳治・恒藤恭の二教授は「非常特別ノ場合」はいくらでも文部省は教授を処分できることになるとして、残留を拒んだ。こうして教授団の団結は崩れ、七人が去り、八人(宮本英脩が年末に復職)が残留することになった。助教授以下の教官十八名中十三人までが辞意をつらぬき、法学部全教官の約三分の二が京大を去った〔表1〕。

法学部新教授会は学生運動の弾圧に着手し、組織の解体を命じ、教室使用を禁じた。『京都帝国大学新聞』も瀧川事件関係記事の掲載を差止められた。警察も学生運動リーダーの検挙に着手し、8月2日までに十一人を捕えた。9月の新学期前に、瀧川事件は終息した(京都大学—1997・1998、松尾—1988)。

残留と退職、この二グループへの法学部教官の分裂こそが、その後長く続く後遺症の原因であり、法学部の再建を困難ならしめた根源である。この分裂は不可避であったのか。

分裂を回避して法学部再建を計る構想を抱き、その実現に努力したのが、分裂前の法学部長宮本英

雄であった。

7月7日に総長に就任した松井は、早速宮本を訪問し意見を交換した(大朝、7・8)。宮本は、総長に、法学部教授の辞表を却下し、自らの責任において、大学自治の慣行を破壊した文部省と折衝する旨の声明を發表することを進言し、さらに、文部省は小西解決案をのませようとするであろうが、あくまで拒否し、もし総長を辞任するよう求めても辞める理由なしと拒絶することを求めた。松井はそこまではできないと言うので、宮本はあきらめ、教授一同の辞表の進達を求め、松井はそれを承知した。

宮本の次の構想は以下のようなものであった。教授一同の辞表が受理されれば総長が法学部長取扱いとなる。総長は自らの権限で免官教授全員に講師を囑託する。助教授以下の辞表は却下する。そうすれば授業に差支えはない。宮本はこの構想を法学部支援者の大阪朝日新聞京都支局長田畑磐門を通して、経済学部の長老教授神戸正雄と本庄栄治郎に伝え、賛同を得た。ところが文部省が7月12日、硬派と目される教授だけの辞表を受理したので、この計画は陽の目を見なかった。

松井は辞表を却下された九教授を歴訪し残留を求めたが、辞意を撤回するものはなかった。困った松井は再び宮本に相談をもちかけた。宮本はかねて山田正三と森口繁治の作った妥協案を中島玉吉が握っていることを知っており、松井に対し中島に頼みこめと知恵を授けた。宮本は文部省がこの妥協案にもとづく松井解決案を承認した場合、残留派が教授会を構成することになるが、それに先立って総長が免官組をふくめ、すべての前法学部教授会メンバーを招集して協議会を開き、免官組が講師として留まることを構想したのである。末川博もこの案に賛成した。ところが松井も、そして残留組だけの教授会で学部長に選出された中島玉吉も、宮本らの予期に反して協議会を開催せず、新教授会は一方的に、松井解決案によって「われわれの主張は貫徹され

[表1] 法学部教官一覧・滝川事件直前（1933年5月）

氏名	身分	就任年	各担当	滝川事件後
末広 重雄	教授	1906	政治学政治史・外交史・国際公法	残留、1934退官
中島 玉吉	教授	1906	民法	残留、1935退官
佐々木惣一	教授	1913	行政法・憲法	立命館大学長
山田 正三	教授	1918	民事訴訟法	残留、1943退官
烏賀陽然良	教授	1920	商法・海法学	残留、1936退官
宮本 英脩	教授	1921	刑法刑事訴訟法	1933末復帰、1942退官
宮本 英雄	教授	1921	部長・英吉利法	弁護士
森口 繁治	教授	1923	国法学	立命館大—京都商工会議所理事—北支開発理事、1940没
瀧川 幸辰	教授	1924	刑法刑事訴訟法	弁護士
田村 徳治	教授	1924	行政学	立命館大—関西学院大—同志社大
末川 博	教授	1925	民法	立命館大—大阪商科大
井上直三郎	教授	1926	民事訴訟法	1933年6月没
恒藤 恭	教授	1929	法理学・国際公法	立命館大—大阪商科大
牧 健二	教授	1930	日本法制史	残留
渡辺宗太郎	教授	1931	行政法	残留
田中 周友	教授	1933	羅馬法	残留
黒田 覚	助教授	1925	政治学政治史	立命館大、復帰
近藤 英吉	助教授	1927	民法	残留、1934教授、1940没
池田 栄	助教授	1928	政治学政治史	残留、1936教授
岡 康哉	助教授	1928	国際公法	立命館大、1934年2月没
大岩 誠	助教授	1928	政治学政治史	立命館大、1938治安維持法違反、1951南山大
斎藤 武生	助教授	1928	国際私法	残留
西本 穎	助教授	1929	西洋法制史	残留
大隅健一郎	助教授	1930	商法	立命館大、復帰
佐伯 千仞	助教授	1932	刑法刑事訴訟法	立命館大、復帰
田中 直吉	専任講師	1933	外交史	立命館大、1945眞日本社、1952近畿大
小早川欣吾	専任講師	1933	日本法制史	残留、1934助教授、1944教授、人文科学研究所転出、没
加古祐二郎	専任講師	1933	法理学	立命館大、1937没
於保不二雄	助手	1932	民法	立命館大、復帰
大森 忠夫	助手	1932	商法	立命館大、復帰
中田 淳一	助手	1932	民事訴訟法	立命館大、復帰
森 順次	助手	1933	憲法	立命館大—神宮皇学館大—滋賀大
石本 雅男	副手	1932	民法	立命館大—関西学院大—大阪大
浅井 清信	副手	1932	民法	立命館大

た」との勝利宣言のごとき声明を発表した。このため田村・恒藤両教授はこの声明にはしたがわずと辞意を貫き、また免官諸教授も、新教授会からの講師就任要請を拒否せざるを得なかった。宮本英雄の法学部教授団の分裂回避策はついに実らなかったのである⁽¹⁾。

新教授会の「主張貫徹」声明は、助教授以下教官の分裂をももたらした。宮本英雄、佐々木惣一ら免官派はもともと助教授以下の全員残留を希望していた。六教授の免官が報じられた7月11日の夜、

助教授以下の教官を集めた佐々木惣一は、瀧川を除く四教授とともに、一同の留任を求めた。この時佐々木の展開した「職責相違論」とは次のようなものであった(佐々木—1933)。

研究の自由、大学の自治が破壊の危機に瀕した場合、助教授其の他の若い学者達が、教授と共に、之を擁護せんと努力することは固より職責上当然のことである。唯其の努力の態度に至っては、教授と助教授其の他の若い学者達との間に、自ら差異があつてよいと思う。教

授は、かかる場合、其の有する力の全部を尽して之に当るべきであり、従って之を擁護し得ないならば辞職するの外はない。併し、助教授其の他の若い学者達は、其の力の全部を尽してしまうには及ばない。其の力の幾分を残して置いて、今後も引続いて之に努力する方が、寧ろよい。従て、今之を擁護し得ないとしても、辞職しないで、寧ろ職に留まって引続き努力せられたい。

残留教授の出現を予期した佐々木は、なおさら京大法学部再建のために助教授以下の留任を望んだのであるが、一方、前途のある若手研究者の将来(生活をふくめ)を深く考慮したのであろう。これに対し講師加古祐二郎はその日記に「我々は」「法学部将来のため是非残留して将来に向かって闘って欲しい」という五教授の「真意を諒とするも、決意は変わらないことを述べた」と記す(大橋—1991)。すなわち留任拒否の態度を示したのである。

『神戸新聞』(7・18)の社説「学者の顔も台無し」は佐々木理論を批判し、「滝川事件以後、大学には維持すべき自由も自治も無いではないか。無いものをいかにして維持し擁護せんとするのか。「もし奪われた自由と自治を回復するために助教授以下の留任が必要なら、教授らも辞職せずに留まり、ともに力をつくすべきである」と論じた。助教授以下には、当然このように論ずるものもいたことであろう。

佐々木ら退官教授や松井総長の説得はその後も続き、助教授グループでは団体行動をやめ、個々の判断に移すとしながらも(大毎、7・17)、大勢は留任に傾いた(日出、京日、7・23)。

助教授近藤英吉が親しい先輩の加藤仁平に語ったところによると、「万年助教授といわれた黒田が佐々木に内通していて、助教授団から排斥された」。「佐々木の教授助教授職責の相違論は、“武士と足軽との責任の差”の如きもので、助教授団の反感を招いた。あんなに恩を着せられて残留なんかしな

い、総長が勧めてくれるから考慮するという態度になった」という⁽²⁾。

この形勢を一変させたのが、7月22日の前記法学部新教授会の「主張貫徹」声明であった。中島新部長らは助教授以下に対し、「吾人の声明に賛成ならば残って欲しい」(大朝、7・23)と言明した。末広重雄はさらに「解決案には不承知だが、将来の任務を主として残るとするのは困る。こちらが頭を下げて頼む筋合のものではない」と敷衍している。(中外、7・27)。つまり声明を踏絵とし、これに従わぬものには留任を拒否するとの高姿勢に出たのである。これに反発した講師以下のグループは、留任を表明した講師の小早川欣吾を除名した上、残りの八人の名で「形骸の学府を去ることこそ真に光輝ある京大法学部の伝統的精神を永遠に生かしむる唯一の途」との声明を發した(大朝、7・28)。

残留教授会は各助教授に対して、牧健二・渡辺宗太郎・田中周友の若手三教授を説得に当たらせた。すなわち講師以下には高飛車に出たが、助教授に対しては懐柔を試みたのである。近藤英吉がまず辞意をひるがえし⁽³⁾、7月28日斎藤武生とともに正式に辞表を撤回した。他方、7月27日には大岩誠と佐伯千仞が、翌28日には黒田覚と西本穎が、29日には大隅健一郎と岡康哉が松井総長に辞表進達を要請した。教授会の思惑が大きく外れ、残留助教授は留学中の池田榮⁽⁴⁾を合わせても僅か三人にとどまった。教授会はさらに説得を続けたが、これに応じて辞表を撤回したのは西本だけに終わった。

中島玉吉を部長とする法学部新教授会が、主張貫徹声明を發したことで、法学部教官の分裂が確定された。残留教授の一人牧健二は戦後になって「なぜ京大法学部再建のために忍びがたきを忍んで残留するという声明をして留まることにしなかったか。甚だ残念に思う」と述懐している(牧—1960)。もし残留派教授会がこのような声明を發し、免官教授や助教授以下の教官に協力を要請したならば、分裂は回避されたことであろう。法学部再建をめぐる

戦後まで続く事件の後遺症の根源は、残留教授会の居直りの態度と強気な声明にあった。

2 退官組の立命館入りと一部京大復帰

京大を去った人たちの去就は全国的に注目されていた。「野上彌生子日記」昭和8年12月13日の条には、岩波茂雄・野上豊一郎・三木清・豊島与志雄四人の会食の席で、法政大学において「西田〔幾多郎〕先生を学長にし、ミノベ〔美濃部達吉〕さんあたりを法学部長と云うようなものになって貰い、京大の滝川問題でやめた先生連をつれて来れば、それこそ日本一の大学が出来る」という話が出たと書かれている。関西法律学校として出発した関西大学では、先輩団約八十人が9月2日に、大学当局を動かすべく協議し、「京大退職諸氏を迎え、もって名実ともに私学の最高峰たらしめんことを希望す」の声明書を発した(大朝、9・3)。

これに先立って、すでに退官組の立命館入りは決まっていた。立命館総長中川小十郎と佐々木惣一との間に、退官組の一括受入れの話がまとまり、9月3日には歓迎会が開かれた。中川は西園寺公望の側近で、もと文部官僚として京大創設に関係した貴族院議員である。中川は西園寺の意向をふまえ、もと京大法学部長で立命館名誉総長たる織田萬と相談の上、事を運んだらしい(立命館—1999、468ページ以下)。ただし、財政上の問題で、佐々木学長のもと、森口・田村・末川・恒藤の四教授は講師に退き(瀧川・宮本は弁護士となり、不参加)、黒田・大岩・佐伯・大隅の四助教授が教授に、田中・加古の二講師が助教授に、於保・大森・中田・森の四助手および石本・浅井両副手が講師へと各昇格した。岡は病中のためか助教授のままであった。

教官の約三分の二を失った京大法学部の再建は困難を極めた。秋の学期にそなえとりあえず講師で穴埋めをはかったものの、不評判の残留組を援助する研究者は少なかった。ようやく跡部定次郎(名誉

教授、国際法)、佐藤丑次郎(東北大教授、政治学)、池田宏(東京市政調査会理事、行政学)の協力と、落合太郎(文学部フランス文学、京大法科出身)ら学内からの出講を得たものの、残留教官が全力投球しても五科目が欠講となった(大毎、8・31、大朝、昭9・2・4)。この状態を黙視しえず、滝川事件当時法学部支援に奔走した同窓会の有信会は、12月10日に卒業生だけの大会を開いて「現教官と前教官の献身的協力による京大法学部の再建を期す」と決議し(日出、12・11夕)、実行委員会を組織して退官した諸教官、少くとも助教授以下の復帰を、残留・退官両派に働きかけた。この運動は『中外日報』(12・1)が指摘したように「復帰運動の出発と見るよりむしろ結末と見るべきもの」で、不調に終るのは当初から予想されていた。実行委員会は、翌年2月26日、その原因を「弥縫的講座補充に狂奔」する残留教授会にあるとの非難声明を発し、手を引いた(大朝、2・27)。

法学部は、年末には本来軟派の宮本英脩の教授復帰と、斎藤常三郎(神戸商大教授、民法)の教授新任を実現するとともに、年が明けると、石田文次郎(東北大教授、民法)、田島順(立命館大教授、民法)の二人を教授に、臈谷峻嶺(中央大教授、もと京大助教授、国法学)、小野木常(岡山地裁検事試補、刑法)の二人を助教授に採用の手続きをとった(3月31日発令)。このうち小野木は1932年卒業で、本来なら助手として採用のはずとて「驚いたのは同窓生ばかりではない」と評された(日出、3・8)。

一方、法学部は助教授以下の復帰を画策していた。『大阪毎日新聞』(昭9・2・10)は、2月9日に中島法学部長が文相を訪問し、助教授四名、講師一名、助手三名の復職についての諒解を求めたことを報じ、4月から「七、八名が返り咲くものと見られる」と観測している。その画策を実行に移したのが東京在住京大卒業生中の有力者細野長良(1908年卒、大審院判事)、山崎達之輔(1906年卒、政友会代議士、もと文部省普通学務局長、文部政務次

官)、有馬忠三郎(1905年卒、弁護士、法博)の三人であった。このうち細野は事件の最中、木戸幸一らと計って、法学部が小西解決案をのむよう工作し(松尾—1986)、有馬は最終段階の7月6日、鳩山の意を受けて西下し、法学部の軟化を試みていた(大朝、7・5、7・7、日本、7・5)。また山崎は在京同窓会紫明会の意を体して、2月に入洛し、免官組の「円満復活」をめざし、「残留組側と折衝を重ね」たと報じられた(大朝京都版、2・24)。この顔触れは、彼らが文部省および法学部と打合せの上行動したことを暗示し、事態の推移でそれが露呈する。また彼らと退職組の筆頭助教授黒田覚の間に接触のあったことは、交渉の場に、黒田の親戚の家が使われたことによってうかがわれる。

復帰工作に応じなかった側からの「復帰問題経過」(「末川博関係資料」立命館大学図書館所蔵、京都大学—2000)によれば、3月1日午前10時、黒田の召集によって参会したのは大岩・大隅・佐伯・田中・於保・大森の六人であった。副手の浅井と石本は召集されなかった。副手は当初から復帰の対象外であったことがわかる。参会者の中から抗議が出て、欠席した加古・中田・森三人とともに、二副手は夜の会議に召集されることになった(岡はずでに2月に病死)。

細野⁵⁾は「法学部の現状見るに忍びず、常に奔走して京大問題のため日夜眠れず」と前置きし、退官助教授以下を一団として受入れることについてはすでに教授会を説得済みである、もとより助教授以下の復帰は教授の復帰と分離はできないのだが「只今では教授の復帰は直ちに実行できず、故に先ず助教授以下が復帰して後、外部の三十九年会(京大法学部[明治]39年卒業生の会)と残留教授会を圧迫して教授復帰を努力すること」、すなわち「敵中に入って敵陣を崩すこと」が必要ではないかと説いた。

参会者は即答を避けて、同夜改めて、病気の中田を除く全員で協議したが、復帰拒否が大勢を占め、「免官教授の復帰が実現可能性ある場合に考慮

する」と回答することになった。

翌3月2日朝、全員参集の上、細野に前記の回答を行った。細野はこれを拒否回答とは受け取らなかったらしい。立命館の方は中川総長に話せば「容易に解決」するとか、有信会とはこの件は無関係だとか話して散会となった。

10日後の3月12日、細野の要請で全員が集まった。細野からは何の新しい話は出ず、何のための会合かいぶかられた。ただ、細野が2日の回答を「復帰の意ある如く」受けとったらしいことに気がついた。そこで翌13日、2日の回答は復帰拒否の意味と限定すべきだとの提案があったが、黒田と大隅の二人は、「考慮すとは帰るべく考慮するの意なり」と主張した。復帰全面拒否か、条件付復帰かの対立が露呈したのである。そこに現れた細野は黒田と田中を別室に呼び、担当課目変更(田中は外交史から国際公法へ、黒田は政治学から行政学へ)を申渡した。一同は細野の話を今一度聞いた上で、態度をきめることになったが、細野の話は前回の繰返しであった。一同は協議の末、「(一)今更節を枉げて復帰すべき何等の理由なし。(二)しかも吾等はその後立命館其他に於て研究の地盤を有つに至り、従て新たに遂行すべき使命を負ひ、立命館其他に対する情宜を有す。(三)よって京大復帰の交渉は応じ難し」との回答をすることになった。黒田・大隅・佐伯・大森の四人は、一団となって帰るのならばよいが、個別復帰は意味がないとの意見で、結局前記回答に賛成した。細野は再考を促したが、一同は拒否した。細野はすでに山崎と有馬の西下を求めたので、とにかく会ってくれ、これは個別復帰交渉ではなく、個別に意見を聞くだけだと説明し、一同はこれに応ずることになった。

14日朝、一同は集まって、昨日の拒否回答および、復帰交渉を「個別的判断にうつしたるに非ず」と確認した。ところが、その日の午後、黒田に呼出された佐伯・中田・大森・大隅は都ホテルで有馬らに説得されて復帰の内諾を与え、さらにこの四人が

於保を説得、復帰組は六人となった。翌15日、他の六人に対する説得が行われたが、彼らは拒否もしくは即答を避け、都ホテルと京大との中間にある末川博郎に集まって、電話で都ホテルの三人および復帰組に対し拒否を通告した。末川郎には田村、恒藤の元教授も同席していた（『恒藤恭日記』3月15日）。

3月16日正午、山崎達之輔は記者団に「六氏の内諾を得たこと感謝にたえず」の談話を発表し、午後四時復帰拒否組は、13日の復帰拒否回答を公表した。復帰組は退官諸教授宅を歴訪して諒解を求めた。退官諸教授が序文を与えた、助教授以下全員参加の『京大訣別記念法学論文集』（政経書院）が刊行されて、まだ三ヶ月も経っていなかった。歴訪の途上記者に右代表として事情を問いつめられた佐伯は「われわれが一団として復帰を拒否したことは事実です。しかしその後先輩諸氏の切なる説得にあい、何ら復帰の理由はありませんが、その懇望もだし難く、復帰の内諾を与えたのです」などと答えたという（大毎、3・17）。そのあと、六人は立命館に佐々木を訪ねている（『恒藤恭日記』3月16日）。

翌17日、末川と恒藤は復帰六人組とともに都ホテルで有馬に会ったのち、立命館の佐々木との間を往復したあと、六人を連れて佐々木を訪い、改めて黒田が「代表として陳謝」した（同前、3月17日）。末川と恒藤は復帰組を社会的に葬りたくないという気持ちから、このようなあっせんの行動に出たのであろう。なお、有馬と細野は、21日になって立命館を訪い、中川小十郎総長と佐々木学長に「諒解を求め」、同日京大松井総長も立命館に赴き、「深甚なる挨拶」をしたと報じられる（大毎、3・22）。

六人の京大復帰は「節を屈し、恩顧を棄て」（日出、3・17）などの見出しの下に大々的に新聞に報ぜられ、世論の非難を浴びることになった。その中でもっとも詳しく復帰問題の内幕を報じ、きびしくこの結末を批判したのは、『京都日出新聞』（夕刊）

に連載された「京大免官組復帰の内幕」および「大学教授の凌辱」（3・18～3・25）であった。批判の要点は次の如し。（1）京大再建のためであれば法学部教授会が正面から復帰を要請すべきである。仲介者必要なし。（2）復帰六氏はまず退職組全員に所信を披瀝し勧誘すべきであった。これを怠ったのは同志への裏切りである。（3）立命館入りの世話役佐々木惣一の顔を潰す、恩を仇で返す行為である。（4）立命館を捨てるのは私立大学への侮辱である。（5）再建は自由主義の学風の復興であるべきなのに、この見通しをもたぬ再建は単なる欠員補充であり、復帰は屈服である。（6）世間の印象は「個人の利益のために節を屈した」にあり、学者・教育者としてふさわしくない。京大さらには一般の大学教授への信頼を傷つけた。（7）細野ら三人の仲介者は大学教授の「凌辱者」であり、法学部の現任教授も誘惑の協力者で同罪である。「少しでも人間的気概ある人物を京大法学部から失うに至ったことは世紀末的悲劇であり、また“大学教授”の喜劇化でもある。」

憤慨した立命館卒業生は3月22日、全国校友会大会を開いた。席上佐々木学長は、六人の退職申出に対し、「中川総長と協議の上、われわれとしては欲しないがまたやむをえないと答えておいた。六氏の行動は種々の見地より批判されようが、当大学としては六氏を社会的に葬るべきでなく、また引抜き斡旋の労をとった人達にも何等の行動に出ず、京大に対しても事務的処置を講ずるのみである」、「校友会は学園発展のため、当大学の方針に忍んで貰いたい」と鎮静化をはかった（大毎京都版、3・23）。

この日卒業生在京代表岩本武助司法参与官（政友）らは文部省に栗屋次官を訪ね、このようなことをやられては「私学の振興は期し難い」と抗議し（大毎、3・23）、松田正一代議士（民政）は3月22日「京都帝国大学諸教授任用ニ関スル質問主意書」を提出し、昨年「教育上大問題ヲ引起シ」た連袂退職教授を「更ニ任用復帰セシムトノコトヲ伝フル者アリ。果シテ然ラバ政府ハ今後其ノ教授ヲ更ニ任

用シテ将来昨年同大学ニ起リタルカ如キ問題ヲ引起
 コスコトナキヲ国民ニ対シ保証シ得ルヤ。政府ノ所
 見如何」と皮肉った。これに対する兼任文相たる齋
 藤実首相の3月25日の答弁は、まだ京大からは
 「未ダ何等ノ申出ナク従ッテ事前ニ於テ予メ言明シ
 難シ」というものであった(「衆議院議事速記録」
 昭9・3・26)。

4月5日付で黒田・佐伯・大隅の助教授再任が
 発令された。於保・大森・中田の助手復帰発令も
 この頃であろう。この三助手は翌年1月揃って助教
 授に昇任した。

迷ったあげく六名が京大に復帰したのは、「君達
 が帰らないと法学部は潰れるぞ」(佐伯—1997)、
 あるいは「辞められた教授が復帰しうるような状態
 ができて、中に立ってくさびになる君らのような
 若い人がいなければ、実際復帰は難しいじゃない
 か」(大隅—1988、68ページ)との説得に応じたか
 らである。たしかに状況は前年の7月段階とは異っ
 た。前年の教授会は、主張貫徹声明絶対支持を助
 教授以下の残留の条件とし、これに不服だが法学部
 の将来のために残留しようとした佐々木理論支持派
 をも追い出した。ところが、半年後になると教授会
 は、それで結構だからとにかく復帰してくれとの低
 姿勢に転じた。復帰者たちにはそれなりの大義名分
 があったのである。そして実際に後述するように、
 十二年後の敗戦時に「くさび」となるために復帰し
 た人たちが動き出す。

しかし復帰当時における本音はどうか。それは、
 猪木正道『私の二十世紀』(198ページ)が観測した
 ように、「決定的だったのは、研究条件の確保だっ
 たに相違ない」といえるのではなからうか。

「研究条件」についていえば、たしかに立命館で
 は研究条件は悪かった。教授会もなければ「教員の
 研究室もなかったし、立命館に来て居る所がない」
 (佐伯—1997)。その上、立命館にすでに同じ
 ポストの教授がいる場合、「入った者は大変心苦し
 く気兼ねをしていました」(同上)。京大法学部図書

室は容赦なく「借用の図書全部至急返すようにいっ
 て来た」(大橋—1991、243ページ)。立命館に比べ
 れば、京大は「極楽」(同上、231ページ)であっ
 た。

瀧川『激流』は、「極楽」に復帰した人びとに対
 し、「佐々木学長に一言も相談もなく京大復帰を承
 諾してしまった」「忘恩的態度」を非難している
 (192ページ)。これに対し、大隅は「人に相談して
 態度を決めるようなことは、むしろ無責任という
 か、あるいは不見識」で「佐々木先生に相談した
 ら、むしろ先生がお困りじゃなかったか」と反論し
 (大隅—1988、69ページ)、佐伯は「前もってご相
 談しても、そういうことは私がどうこういう筋合の
 ものではない、君自身で決めることだと言われるに
 決まっていますので、先ずひとりひとりが自分の責
 任で決め、それを世間に発表する前にご了解を得る
 ために佐々木先生をはじめ各先生のお宅に皆で伺っ
 た」と説明している(佐伯—1997)。佐伯はさすが
 に、「立命に対しては本当に申し訳のないことにな
 ってしまいました」といっているが、大隅にその言
 葉は無い。

東北帝大教授栗生武夫(法制史、1917年卒)は、
 滝川事件当時母校に声援を送った一人であるが、瀧
 川処分一年後に『大朝』に投書していわく(京都版
 9・5・25)。

京大はあまりにも俄に寂しくなった。「出羽
 海部屋の出ていない国技館のようだ」とは、当
 時よく耳にした評語だった。幸に残留当局の努
 力により、各地から村相撲の優たるものをかり集め
 ることに成功したらしいが、再建された京大の
 内容は、以前のものとは違っている。たった一
 年間の変化かと驚かれるばかりである。

横綱・大関級が居なくなった大相撲とは評し得
 得である。丸山真男はつねづね語ったという。「瀧
 川事件は東大法学部にとっても不幸であった。東大
 は有力な競争相手を失った」(松沢弘陽談)。

大隅健一郎は「あの時にわれわれが復帰しなかつ

たら、良きにせよ悪しきにせよ、法学部の姿といつか在り方は、いまとは随分変わったものになっただろうとっております」(大隅—1988、70ページ)と法学部の再建に復帰組が貢献したことを自負している。たしかに貢献したに相違ないことは、大隅と佐伯の業績だけを見てもわかる。また残留組の若手の牧健二・近藤英吉・小早川欣吾らの奮闘や、事件後新任の大西芳雄・田畑茂二郎らの登場があり、戦時下にはかなりの復興ぶりをみせた。しかしそれはまだ先の話となる。しかも残留組と復帰組との対立は容易には解消しなかった。

Ⅱ 戦後の再建問題

1 瀧川教授の復帰

A 七教授の辞職

敗戦直後の1945年10月22日、GHQの指令「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」が発表され、「軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者」の追放、および戦時下追放されていた自由主義的教員の復職が要求された。当然京大ではまず法学部退官教授の復帰が問題となる。11月1日付で就任したばかりの総長鳥養利三郎は、同月14日上京して文部当局と折衝し、文部大臣前田多門との間に、滝川事件以前と同様な大学自治——教授の任免についての総長の具状権と教授会の人事権——についての合意の成立を見、これを記者会見で公表した。これをふまえて、同年12月5日⁽⁶⁾と翌年1月9日、総長、法学部を代表する法学部長黒田覚、評議員大隅健一郎、退職教授佐々木惣一ら五名、仲介人としての名誉教授竹田省がもと西園寺公望邸の清風荘で会合し、竹田の起草した申合書(「竹田覚書」)を確認。これによって瀧川が法学部長として復帰して、法学部の再建を主導することになった。これらのことは、瀧川『激流』および『京都大学七十年史』『京都大学百年史』により、周知の事柄に属する。

自由主義的教授の学園復帰への動きは、実は

GHQ指令より前に始まっていた。10月10日前田文相は「今日まで教壇から追放されていた自由主義教授群の学園復帰は当然であるが、学園には自治が与えられている故文部当局がとやかくいふべき筋合でない」との談話を発表した(大学、京都各昭20・10・21)。これを受けてまず動いたのは東大経済学部で、9月25日に橋爪明男に代って新学部長となった舞出長五郎は、休職中の大内兵衛らと折衝し、GHQ指令の翌々10月24日の教授会に戦時下追放された教授たちの復帰を付議、同月31日の教授会を経て11月4日に復帰が確定した。これにともない橋爪ら五教官が17日までに辞職し、代って大内ら五教官の復帰が11月28日付で発令された(東京大学—1986、1007ページ)。

京大では東大より一歩おくれたが、立命館からの復帰組が動き出した。当時法学部の執行部は部長黒田覚、評議員大隅健一郎・田岡良一の構成であったが、黒田部長は10月31日の法学部学生大会の席上、学生の要望に対し、「取り敢えず」宮本・瀧川・末川・恒藤の四教授復職を「確約」、11月上旬には上京して文部当局と「要談」した(大学、11・11)。一方、上京中の黒田を除く大隅・佐伯・於保・大森・中田の復帰五人組は鳥養総長に面会し、「GHQ覚書に基づく京大事件の処理をしてほしい。私どもとしても相当の覚悟をもって事に当たるつもりです」と申し入れたという(大隅—1988、99ページ)。佐伯の回想では、鳥養に「呼ばれて意見を聞かれ」たことになっており、「私は先ず第一にやることは大学の自治を回復することであり、文部省に大学自治を認めるという一札をとってくるのだと言いました。大隅さんと私の二人が大学自治の回復ということを述べたのです」と語る(佐伯—1997)。

佐々木惣一ら退官諸教授は大学自治が失われたことを理由に辞職した以上、その復帰には大学自治が滝川事件以前の状態に回復されたという確認を文部省から取付ける必要がある、というわけである。総長と文相との合意文書の原案は、鳥養と佐伯と

二人が協議して作成したという(佐伯—2003)。鳥養の回想録『敗戦の痕』には、この復帰組の行動についてまったく言及がなく、もっぱら佐々木の親友で滝川事件の前年名誉教授となっていた竹田省の意見にしたがって動いたとだけ記している(36ページ)。竹田は大隅の師であり、大隅らと気脈を通じていた可能性がある。

復帰組は文相・総長の合意ができる前に行動をおこした。それは「残留した教授ないしその援助のために迎えられた人には辞めてもらった」(大隅—1988、100ページ)ことである。

『京都新聞』(11・19)によれば、17日の教授会で石田文次郎・瀧谷峻嶺・池田栄・牧健二・渡辺宗太郎・田中周友・西本穎の七人が辞表を提出した。文部省との折衝を終えて帰洛した鳥養総長が、記者会見で文相の言明を公表した19日の午後、黒田部長は法経第一教室に法学部全学生の参集を求め、京大事件について説明したのち問題解決についての経過を報告した。そこで七教官の辞任という「大きな犠牲を出したことは情においては忍びないが、問題の解決のためにはこうした結果を辿らざるを得なかった」、「こんどの措置については私は責任をもって事に当たった」、「牧、渡辺、田中三教授が法学部の問題の円満な解決を図るため自ら辞意を表明され、また他の四教授も夫々個人的事情を異にするが復帰を可能ならしめるため」「これ亦自ら辞意を表明された次第」とのべ、これで復帰のお膳立てができたので、「法学部の自治において個別交渉を鳥養総長と竹田名誉教授両氏の立会で進めたい」との方針を示した(京都、11・20)。

黒田は辞職教官がすべて自発的に辞表を提出したようにいっているが、これは疑わしい。牧健二は、黒田部長より、新聞記者などは滝川事件のとき残留した若手の牧・渡辺・田中の三人は辞めべきだといっているから、考慮してくれ、という形の辞職勧告があったと語っている(牧—1966年11月8日)。

問題は残りの四教授である。滝川事件当時の残留助教・講師も立場は上記三教授と同様であったが、近藤英吉・小早川欣吾はすでに亡く、池田・西本および斎藤武生の昇任三教授が現存していた。退官諸教授とポストが重ならぬという点でも立場の同じ三人のうち、なぜ斎藤だけが辞職せずに留り得たのか。辞職勧告は無かったのか。あっても拒否したのか、一切不明である。

残留組の「援助のために迎えられた人」の基準はさらに曖昧である。石田文次郎・瀧谷峻嶺はたしかに助太刀である。しかし石田と同じく東北帝大から迎えられた田岡良一はどうか。前二者と田岡との差は、着任が前二者が1934年3月末であるのに田岡が1940年になってからという点である。事件の翌年早々に助太刀に馳せ参じたということが罪状なのかも知れない。しかしそれならば前二者と同日に着任した小野木常が辞表を出していないのはどういう訳か。

さらにいえば立命館から復帰した六教官も、助太刀組に相違ないのに辞表提出から免れている。一度は筋を通して辞めたのだから、単なる残留組と違うという理由なのだろう。また、復帰組以降採用された助教たちは一切不問である。

要するに辞表提出を余儀なくされた人と、そうでない人との間に明確な一線を画すべき基準が曖昧なのである。瀧川『激流』(225ページ)は前記七人の辞表の理由が「とうてい私には理解できないから」京大復帰後もいろいろたしかめたが、「不得要領に終わった」と書いている。瀧川が理解できなかったのは、私の指摘した辞職と残留の基準の問題であったのではなからうか。それはともかく、敗戦時に二十人いた教授のうち約三分之一がこうして去ったのである[表2]。

このように退官組の復帰条件をととのえる一方、大隅と佐伯は11月7日と18日、瀧川を訪問して復帰を要請していた(京都大学—1997、290ページ)。恒藤、末川の日記(ともに11月18日付)によれば、

[表2] 法学部教官一覧・瀧川復帰直前（1945年12月）

氏名	身分	担当	備考		
石田文次郎	教授	民法	来任	1934・3・31	東北大より。1946・3・16退官
牧 健二	教授	日本法制史	残留		1945・12・28退官
田岡 良一	教授	国際公法	来任	1940・3・30	東北大より。
渡辺宗太郎	教授	行政法	残留		1945・12・28退官
黒田 覚	教授	政治学政治史	復帰	1935・3・30	昇任 1946・3・30退官
田中 周友	教授	羅馬法	残留		1945・12・28退官
池田 栄	教授	政治学政治史	残留	1936・3・31	昇任 1946・2・25退官
斎藤 武生	教授	国際私法	残留	1938・3・31	昇任
田島 順	教授	民法	来任	1934・3・31	立命館大より。1943・9・30退官
西本 穎	教授	西洋法制史	残留	1940・3・30	昇任 1946・2・25退官
大隅健一郎	教授	商法	復帰	1938・7・16	昇任
臈谷 峻嶺	教授	国法学	来任	1934・3・31	来任 1939・3・31 昇任 1946・2・25退官
佐伯 千仞	教授	刑法刑事訴訟法	復帰	1941・3・31	昇任 1947・7・30退官
小野木 常	教授	破産法	来任	1934・3・31 1943・8・20	岡山地裁より。助教授 昇任
於保不二雄	教授	民法	復帰	1935・1・16 1943・9・25	助教授 昇任
大森 忠夫	教授	商法	復帰	1935・1・16 1943・9・25	助教授 昇任
中田 淳一	教授	民法	復帰	1935・1・16 1943・9・25	助教授 昇任
大西 芳雄	教授	憲法	採用	1936・1・14 1943・10・18	助教授 昇任 1947・2・20退官
田畑茂二郎	教授	国際公法	採用	1938・3・3 1945・9・28	助教授 昇任
長浜 政寿	教授	行政学	採用	1938・3・3 1955・11・11	助教授 昇任
須貝 脩一	助教授	行政法	採用	1936・1・14	
立川 文彦	助教授	外交史	採用	1938・3・3	
加藤 新平	助教授	法理学	採用	1941・1・22	
磯村 哲	助教授	民法	採用	1943・3・10	
吉岡 正	助教授	民法	採用	1945・9・22、1949・6・25	没

18日に佐伯と大隈が訪問しているから、田村をも訪問している可能性が高い。

B 「竹田覚書」の問題点

次に復帰後の瀧川の特別の地位を保証した申合書（「竹田覚書」）を検討しなければならない。その全文はいまのところ瀧川の『激流』にしか公表されていないので、それを次に引用しよう（231ページ）。

「京大再建問題にかんする昭和二十一年一月九日、清風荘会議に於て列席者により諒解確認せられたる事項は次の通りである。

- 一、復帰教授は往年の京大事件との関係に於て復帰するものである。即ち、当時の退職諸教授の主張が正しかりしことが認められ、復帰し得る事情となりたるにつき、法学部の再建のためにその復帰が求められたものである。
- 二、したがって他の意味を有つ問題、即ち、今日まで起りたる、又は、今後起るべき別箇の問題、即ち、七教授退職の問題とは無関係である。
- 三、したがって他の意味の問題については、復帰

教授の仕事として解決せらるべきに非ず。又、既発の問題は瀧川教授の復帰までに解決し置くべきものとする。

四、復帰は単に講義者として復帰するのではなく、法学部再建の目的のためなるが故に、その当然の帰結として、再建に必要な限りに於て、制度、人選等につき復帰する瀧川君の特別の地位を認め、その決定を尊重する。したがってこの点に於ては、学部内部に於て従来何等かの手続きありとしても、その特例として同君の右の地位を認めること(コレハ復帰問題については「再建は復帰せらるる先生に御任せする」という大学側の当初の要求を明確にならしめたものである。(竹田注))

五、宮本英雄氏に対しても今回交渉を受けた諸教授と同一の待遇をすること。

六、瀧川氏を法学部長とすること。以上」

第一に指摘せねばならぬのは、これは教授会の人事権を一時的にせよ停止させる趣旨の文書であるということである。前記前田文相の覚書が法学部を1933年5月26日以前の状態に回復することを承認したものである以上、「再建は復帰せらるる先生に御任せする」という京大側の要請となり、そのため第四項の「瀧川君の特別の地位を認め、その決定を尊重する」ことになったのである。したがって人事について教授会過半数の意見と瀧川のそれとが対立した場合は、瀧川の意見を教授会が尊重せねばならない。つまり極端な表現だが、教授会自治を停止し、瀧川独裁を承認したのがこの「竹田覚書」なのである。付言すれば、第二・三項が示すように残留派・助太刀組七教授の追放は立命館からの復帰組を中心とする現教授会の仕事であり、しかもその仕事を終えた教授会の上に瀧川部長が人事権を握ることになる。

これは二度の京大事件で獲得した大学自治の原則と矛盾するではないか。瀧川らが京大を去ってからすでに十二年の歳月が経っている。その間に新規

採用、内部昇進はもとより立命館からの復帰があり、教授会の構成はずいぶん変化している。その中で、かなり強引に七教授を辞職させた。その上あえて教授会の機能を停止させてまで、瀧川の特別の地位を承認したのは、時の流れによる変化を無視した復古主義ではなかろうか。教授会自治の原則と瀧川独裁との矛盾はやがて具体的人事問題で露呈する。

第二の問題点はこの公表文における重要な語句の脱落である。『京都大学百年史』部局史編一、「第4章 大学院法学研究科・法学部」には、「竹田の起案により、復帰する両教授に法学部再建を一任し、瀧川を部長とすること等を内容とする申合書を作成、確認した」(290ページ)とある。これは前記「竹田覚書」の第四項目に示された瀧川にのみ再建を一任する趣旨とはまったく異なる。これに気づいた松尾は、『百年史』の該当箇所の筆者たる伊藤孝夫氏に、その根拠を訊ねたところ、1947年11月19日の「法学部教授会議事要録」には、瀧川部長自らが読みあげた「申合」の全文が記載されており、それは『激流』所載の文章と語句の点で数カ所異なり、とくに第三・第四項目とも「瀧川、恒藤」と併記してあるとの回答であった。

『激流』所載の「竹田覚書」には、上の教授会に先立って、瀧川が竹田に「乞うて」、竹田の日記帳に記されたものの「写」をもらったとの注がついている(230ページ)。「申合」と、「覚書」の語句の差はなぜ生じたのか。

『激流』による限り、瀧川は少なくとも1947年9月までは本来の「申合」の趣旨を尊重していた。1946年1月11日、瀧川が恒藤とともに初めて法学部の現職教授と顔合せをしたとき読みあげた「復帰宣言」⁽⁷⁾は恒藤が起草したものであったし(233ページ)、47年9月に最初の人事を起こしたときも恒藤の了解を得ていた(235～241ページ)。しかし恒藤は大阪商科大を本務とする兼任教授(1946・3・13—1949・1・11)であり、おそらく立場上法学部長たる瀧川の意向に従ったものと解される。したが

って再建人事は瀧川の意のままに行われたとってよい。

瀧川は自らの行った独裁人事を正当化するために、わざと『激流』では恒藤の名を落としたという疑いは残る。一カ所だけならともかく二カ所とも恒藤の名を落とすとは、他の語句の相違の存在をあわせ考えると、不注意による書き落としとはいえない。

いま一つ指摘しておかねばならぬのは、瀧川は『激流』とは別の場所で、「私はそのメモランダムを教授会へ一回も示したことはない」と言明していることである（瀧川—1967）。これはおそらく、「1947年11月19日の教授会までは一回もない」の間違いであろう。『激流』その他瀧川の回想はたしかに重要な史料であるが、すべてを丸のみに信用できぬことは、この「竹田覚書」一件が教えてくれる。

「竹田覚書」のいま一つの問題点は、滝川事件のとき京大を去った助教授以下の教官の処遇について、一言もふれていないことである。

法学部を滝川事件前の状態に戻すというのなら、助教授以下も教授同様に復帰すべきであるのに、どうして京大の現役教官、とくに立命館からの復帰組、復帰要請を受けた退官教授および仲介者としての竹田省、これらの人びとの念頭に、筋を通して立命館に留まった六人の教員のことは浮かばなかったのだろうか。「教授は武士、助教授以下は足軽」といった「職責の相違」論がここにも顔をのぞかせているのではないか。事実六人のうち一人も京大に帰っていないのである。このとき立命館に在職していたのは浅井清信一人であった。加古祐二郎はすでに没し、大岩誠は治安維持法違反で大学を追われ、田中直吉は石原莞爾に心酔して敗戦直前に立命館を辞し、森順次と石本雅男は他大学に去っていた。この人たちは滝川事件がなければ大半が京大教授となりえたはずである。加古が健康を害することもなく、大岩の「左傾」や田中の「右傾」も緩和されたかも知れない。筋を守ったがゆえに学究として順当な道を歩むことができなかったこれらの

人に、戦後一声でも復帰の呼びかけがあっただろうか⁽⁸⁾。「正直者が馬鹿を見た」「一将功成り万骨枯る」とはこの事かというのが筆者の偽らざる感想である。

こうして滝川事件に抗議して京大を去った七教授、十三教官のうち戦後京大に復帰したのは実質上瀧川一人にとどまった（恒藤は兼官）。教授のうち森口はすでに没し（1940年）、佐々木は定年に達し、末川・恒藤はそれぞれ立命館大学と大阪市立大学の学長に就任、田村は同志社大学に留まり、宮本英雄は南方から帰国後も復帰を断った。助教授以下は前記のとおりである。このことは追放教官のほとんどが復帰した東京帝大経済学部の場合とは大きく異なる。もし瀧川以外に二、三人でも復帰していたならば、瀧川独裁は不可能となり、法学部再建は別なかたちをとって進行したことであろう。

2 瀧川人事

瀧川が正式に復帰し、部長に就任したのは1946年2月16日のことだが、その頃、隣接の経済学部では、「敗戦にいたるまで学部の積年の運営について深い反省をおこなった結果」（京都大学—1967、405ページ）、全教官が辞表を提出し、新部長静田均に処理を一任するという事件がおこっていた。法学部ではすでに七教授退職、瀧川の部長就任というかたちで滝川事件の処理はおわっており、経済学部のような内外の圧力は加えられなかったのも、瀧川がそれを望んでいたとしても、改めて全教官辞表提出という事態は免れた。

瀧川が部長在任中（1946年2月16日～1950年5月10日）に行った人事は次のとおりである〔表3〕。辞職 黒田覚・大西芳雄・佐伯千仞。教授新任 大石義雄・猪熊兼繁・勝本正晃・猪木正道・田中周友（再任）⁽⁹⁾。教授昇任 須貝脩一・立川文彦・加藤新平。助教授採用 上柳克郎・杉村敏正・平場安治・宮内裕。

本来なら助手人事もふくめてこれらすべてを検討

[表3] 法学部教官一覧・瀧川法学部長辞任時(1950年5月)

氏名	身分	担当	備考
瀧川 幸辰	教授	刑法、刑事訴訟法	1946・2・16 再任
勝本 正晃	教授	民法	1949・7・20 東北大より転任
田岡 良一	教授	国際公法	
田中 周友	教授	ローマ法	1948・5・31 再任
斎藤 武生	教授	国際私法	
大隅健一郎	教授	商法	
小野木 常	教授	民事訴訟法	1948・10・24 大阪大へ転任、以後併任
於保不二雄	教授	民法	
中田 淳一	教授	破産法	
大森 忠夫	教授	海法学	
須貝 脩一	教授	行政法	1947・11・20 昇任
猪熊 兼繁	教授	日本法制史	1947・12・27 新任
大石 義雄	教授	国法学	1947・12・27 新任
田畑茂二郎	教授	国際公法	
長浜 政寿	教授	行政学	
立川 文彦	教授	外交史	1949・4・9 昇任
加藤 新平	教授	法理学	1949・4・9 昇任
猪木 正道	教授	政治史	1949・8・12 成蹊大より助教授来任、同年10・31昇任
磯村 哲	助教授	民法	
平場 安治	助教授	刑法、刑事訴訟法	1947・12・15
杉村 敏正	助教授	行政法	1947・11・28
上柳 克郎	助教授	ドイツ法	1947・7・10
宮内 裕	助教授	刑事学	1949・4・30

せねばならぬのだが、それは筆者の能力を超える。ここではある程度の資料のある初期の三教授追放と大石採用人事だけにしぼり、瀧川人事の特色の一端を明らかにしたい。

A 三教授の追放

瀧川『激流』(235ページ)は「法学部再建人事、という正教授を選ぶことであるが、正教授の推薦には約二年間、手をつけなかった。「竹田覚書」の趣旨にしたがえば、いつなごき、やってもよいわけだが、教授会の同意をもって人事を行うという原則を破りたくなかったから、静かに形勢をながめていたのである。」と書いている。表面的にはたしかにそのとおりだが、実際には教授追放という形での人事を行っていることに注目したい。

最初は前部長黒田覚の追放である。『激流』(234ページ)によれば、1946年1月16日の瀧川復帰後初の教授会のあと、鳥養総長の招宴の席上、黒田は「某々両君を京大法学部に推薦されるばあいは、私たちは一致して反抗する」と「はげしく食いさがつた」。これに対し、鳥養は翌17日、瀧川に「黒田君

の辞表はさっそく進達することにした」と話し、その早業に瀧川の「度肝」をぬいたと記す。これで見ると黒田はすでに辞表を出していたらしいが、その理由は不明である。戦時下の言動への反省もあろうが、おそらく、部長として七教授に退職を迫ったことに責任をとる趣旨ではなかったか。前記1945年11月19日の学生に対する七教授辞職の説明会において黒田は「一緒に辞表を出したい気持ちに駆られているが」メドがつくまで「今暫く御奉公したい」と語っている(京都、11・20)。しかしもし瀧川が再建に黒田の協力を必要としていたならば、総長の辞表進達を思いとどまらせることはできたはずである。自分の構想実現には、立命館復帰組の筆頭格黒田を追放して、復帰組に打撃を与える必要があると考えたからこそ、瀧川はあえて総長の行動を是認したのではなからうか。牧健二は「いやなことはみんな黒田部長にやらしておいて、最後には黒田君も追放」したと瀧川を批判している(牧—1966年7月14日)。黒田の退職発令は3月30日付である。

次に佐伯千仞・大西芳雄の教職追放について検

討しよう。周知のごとく、1946年にGHQの方針にもとづく教職・公職追放が行われた。『京都大学百年史』総説編の説明によれば、教職追放には(1) GHQによる直接罷免、(2) 閣令「教職員の除去、就職禁止及復職等の件の施行に関する件」の別表に該当する「自動追放」、(3) 各学部設置された審査委員会による追放の三種があった。佐伯・大西は第三番目の各学部ごとの教員適格審査委員会による追放である。

法学部の審査委員会は5月22日の教授会で選出された。委員は瀧川、恒藤、大隅、田岡の四教授と加藤、立川の二助教授計六名であったと『恒藤恭日記』（6—9月分）で推定する。委員会は五回以上開かれているが、審議状況は不明である。委員長は当然部長であるし、また、例の「竹田覚書」によって瀧川の意向が尊重された可能性が濃い。平場安治は「佐伯教授は、ドイツ刑法学の水準にわが国の刑法学を引き上げたが、ドイツ刑法学がナチの下、全体主義的考察へと墮落するに及んで、これと袂を分つべく、わが国固有の思想に思索の根拠を求め本居宣長の研究をしたのが悲運の根源であった」といいながら、追放「を行ったのは、実質上瀧川幸辰法学部長その人によってであった」と明言している（平場—1988）。

佐伯自身は『刑法総論』（弘文堂書房—1944年）が問題になったと語る（佐伯—2003）。本書ではたしかに「我国固有の刑法意識が如何にして成立し、且発展して来たかを如実に把握せんとする」（6ページ）とうたい、日本刑法を貫く原則として「寛仁の伝統」と「信頼の原則」（103ページ）をあげているが、超国家主義や軍国主義のには無い。

念のため『法学論叢』の太平洋戦争下発行分（1944年10月発行の51巻4号まで）を調べてみると、たしかに佐伯は「大東亜戦争に相応する雄大な日本法学の建設」をうたって「刑法に於ける日本的なるものの自覚」（全三回、49巻3号、50巻1号・2号）および「刑事法より見たる日本的伝統」（50巻

5・6合併号）を執筆している。国家主義的傾向は強いが「超」とまで行くか疑問である。

大西の場合は『国家と法律学』（秋田屋—1944年）が問題となった。それは瀧川に近い英語の達者な法学部のある同僚が地方軍政部に投書したのが端緒となったという。どの部分が問題とされたかは不明だが、おそらく「権力の究極の根拠が、現人神たる天皇の権威にあり、しかもその天皇が「神ながら」に統治し給うという国民信念に支担された権威であるということが、わが国体の万国に冠絶する理由であると考え」（284ページ）といったような箇所が問題となったのであろう。しかし、山下健次によれば「大西の問題関心は、当時のファナティックな国体論者の“いはば特殊の立言”を排して、比較法的検討の可能な、したがって諸国家に“普遍的な概念”を構築することにあつた。それが本書で示された“国家の基本秩序”としての国体概念である」という（山下—2000）。

片言隻語をとらえれば、佐伯や大西の文章には問題となるべき箇所はなかったとはいえない。それならば法学部の他教官の場合はどうか。一々調べたわけではないが『法学論叢』（50巻1号—1944年）に発表された立川文彦「大東亜共同宣言の歴史的意味——米英遂に屈するの日をわれら断じて戦いとらん——」などは、副題の示すとおり、佐伯・大西に比べて、追放に値する可能性の極めて高いものである。「みよ、破邪顕正の剣一たび動いて邪悪を切れば、暗雲卒然と去って、草木春陽によみがえる、御軍進むところ忽ちにして東亜は東亜の本然の姿に生きて返らんとする。視よ、大東亜諸国諸民族の代表が如何に欣然として大東亜会議に臨んだことか」。「曾つて本論叢に掲載して論説におこがましくも書かせて戴いたように⁽¹⁰⁾、少くも私に於ては、これは曾つて私が戦う祖国の一介の兵として戦いという現実に置かれたとき、私に取って真に神々しきまでに気高き日本の兵がそれを〔「精神」と「物質」の統一としての「国力」認識？——松尾〕有するの

故にのみ、かくも身を鴻毛の軽きにおき、立派に戦い立派に死んで行くと確信せられたところのもの、それが今日に於ても固より私に於ても最も根源的なものである」。このような学術論文としてふさわしからぬ表現をとともなう立川論文を、たとえ立川が助教授で、この論文が未完に終わっているとしても、不問を付し、佐伯・大西だけを問題にする審査委員会の判断が疑われる。立川は審査委員の一人であったため、追放を免れたという推測も成立しよう。しかも、佐伯と大西には弁明の機会も追放理由の説明も与えられなかったという(佐伯—2003)。

瀧川『激流』(239～241ページ)は、資格審査の結果について「占領軍の係官」からもっと厳しくやれと圧力が加えられたが、一事不再理の原則をたてに拒み通したと語るだけで、肝心の法学部の審査そのものについては一言も言及していない。しかし、佐伯追放を行ったのは瀧川だとの前記平場安治の記述は、平場が瀧川・佐伯と同じ刑法の専攻である点からいって重味がある。

瀧川が佐伯を追放した理由は次のようなものであったと推測される。もともと佐伯は宮本英脩の主観的違法論に惹かれ、高文・司法両試験に合格したにもかかわらず、助手を志願して採用され、宮本に師事した。ところが次第に瀧川の客観的違法論に接近し、1932年には「主観的違法と客観的違法」(『法学論叢』27巻1号—1932年)で後者の立場を確立した。この年助教授に昇任したが、宮本は異をとえなかった。このいきさつから、瀧川は佐伯に肩入れし、自分の弟子のように遇した(佐伯—1988、佐伯—2003)。ところが佐伯が京大に復帰したあと、「規範的評価と可罰的評価を分別する宮本の立場に近づいた」(京都大学—1967、381ページ)。立命館からの復帰と宮本への再接近が瀧川の佐伯への不満を倍加させたとみてよい⁽¹¹⁾。

筆者の推測するいま一つの理由は、立命館からの復帰組に打撃を加える、ということである。前記のとおり七教授を追放して瀧川事件のお膳立てをした

のは復帰組である。放置すれば、瀧川独裁を保証する「竹田覚書」が存在するにせよ、法学部再建の主導権を彼らが握りかねない。それは立命館からの復帰を、佐々木惣一への「忘恩的行動」であり「いまもお腹にすえかねるものがある」(『激流』、192ページ)としていた瀧川にとっては、許すべからざる事態である。そこで先ず黒田を、次いで佐伯を追って、復帰組の力を殺いだのではあるまいか。

佐伯の場合に比べ、大西芳雄の追放理由についてはさらに判然としない。大西は瀧川事件には直接関係せず、1936年特別研究生から助教授に登用され、さらに、1943年教授に昇任し、黒田覚に代って憲法学を講じた。その学風は『京都大学百年史』部局史編一によれば、「概念法学、法実証主義に対する批判的見地に立って、実定法の基礎にあるものに関心を向け、比較法的研究等を通じて、憲法の根底にある原理や憲法上の諸制度の理論的・機能的基盤を究明しようとするもので、もともと国法学担当の森口繁治に師事し、「佐々木に代表される京大公法学の学風とは異なる、もう一つの学風を象徴していた」とされる(320ページ)。

もし瀧川が佐伯の場合と同様に大西追放に積極的に動いたとすれば、次のような理由によるものではなかろうか。すなわち京大憲法学の講座は瀧川事件当時佐々木惣一の担当であった。本来ならそのポストに佐々木が復帰すべきところ、すでに定年に達して、それが不可能である以上、佐々木の意に叶うものが、その席に就くべきだ。それには大西を憲法学講座から追わねばならない。幸い、退官組の一人で、当然法学部に復帰する権利のある森口繁治はすでに没しており、大西には後ろ楯がない。

以上三教授の追放問題を通観していえるのは、第一に、追放は「竹田覚書」で承認された瀧川の権力を誇示し、その確立を図ったものであること、第二に、その論理は、退官組を裏切って復帰した者への瀧川刑法学の主張たる応報主義の適用であり、法学部を瀧川事件以前の状態に帰そうという「竹田覚

書」の趣旨を体した復古主義であったこと。以上の二点である。

B 大石義雄の教授採用

瀧川復帰にともなう七教授の辞職と、復帰以後の三教授の追放によって法学部は敗戦時の二十人の教授のうち、実に半数を失うことになった。瀧川はその穴埋めに前記のように慎重であった。とりあえず、専任教授の候補者と交渉しながら、非常勤講師で講義の充実をはかった。佐々木惣一(憲法)、竹田省(商法)、末川博(民法)、中川善之助(民法・東北大)、勝本正晃(民法・東北大)、長谷川英吉(英法)、団藤重光(刑事学・東大)、定塚道雄(刑訴法)、田畑忍(政治学・同大)、堀豊彦(政治史・東大)である。瀧川は「顔ぶれをみただけでも、私の教授再任命後の京大法学部は、八教授辞職前よりも、内容がはるかに充実したことを世間も認めてくれたと信ずる」といっているが(『激流』232ページ)、一時的な助太力部隊と、恒常的な本隊とを比較してもあまり意味がない。問題は瀧川部長のもとに新構成された本隊の内容である。

新規採用の第一号たる大石義雄の場合、先の三教授追放にひそむ瀧川の権力誇示と復古主義・応報主義は明白に表面化した。

前記のごとく、佐々木惣一は講師として憲法学を担当したのだが、『激流』は佐々木に講義を依頼するときから、後任者の推薦を佐々木に一任することになっており、その佐々木が辞任を予告したのは1947年の夏であったと記す(241ページ)。ここでまたしても瀧川の誤記を指摘しておかねばならない。伊藤孝夫氏の教示によれば、佐々木の辞任申出は夏ではなくて2月のことで、その折の教授会ではできるだけ長く佐々木に講義を続けてもらい、引退のときには佐々木に後任者を推薦してもらうことで一致したとのことである。

佐々木は1948年3月までは講義を続けることは承知したが、47年の夏にはいよいよ後任として大石義雄を推薦した。「瀧川幸辰先生に聞く」によれば、

佐々木は講師就任を承知したとき、後任については私の「推薦した人をきっと採ってくれるか」と念を押し、瀧川は「きっと採ります」と断言したとのことである(瀧川—1967)。

夏休みあけの9月17日の教授会に大石採用が提案されると、発言者はことごとく反対したらしい。大石の「学力」「人物」には問題ないが同君を同僚にすると「先輩に対してすまない」、あるいはすでに廃止されている(と瀧川はいう)内規をたてに、推薦者三名が必要だ、さらには「佐々木先生には後任の“推薦は頼んだが決定”するのは教授会だ」などの発言が相次いだ(『激流』242ページ以下)。採決は次の教授会でを行うこととなったが、瀧川は否決を覚悟して「事務長に全部休職手続をとってもらった」(瀧川—1967)。全部とはおそらく反対派全部ということであろう。しかし投票は無記名の筈だから、あるいは教授全部かも知れない。ところが、採決してみると「全部可決」で、瀧川は教授連の腑甲斐なさに「腰ぬかした」と語っている(同上)⁽¹²⁾。

ここで問題なのは第一に佐々木の推薦理由である。それは大石が佐々木のもっとも忠実かつ戦闘的な弟子であったからである。大石は和歌山高商教授から大阪府立淀川工専の校長という経歴の持主だが、戦時下、森口系の黒田覚を自著『日本国法原論』(増進堂—1944年、235ページ)で、大西芳雄を同書(3ページ)ならびに『帝国憲法と非常時』(増進堂—1944年、8ページ以下)で公然と批判していた。また敗戦直後に佐々木が近衛文麿の依頼を受けて内大臣府御用掛となり、帝国憲法改正案をつくったとき、磯崎辰五郎とともに佐々木の助手をつとめた。佐々木が同じく忠実な門下生たる磯崎でなく、大石を後継者に指名したのは、その戦闘性を買ったのであろう。ただし佐々木がその後の大石が日本国憲法改正論者の筆頭に立つことを予見できたかは疑問である。

第二の問題は大石採用反対派のあげた理由である。大石を教授にすると「先輩に対してすまない」

との発言だが、これは、京大憲法学の正系は井上密一市村光恵一森口繁治である、本来行政法の織田萬の後継であるはずの佐々木が、市村のあと憲法学を担当したのは異例であり、その佐々木の推薦する大石を後任に据えるのは、正系の先輩たちに相すまぬという意ではなかろうか。瀧川は「バクチうちの子分のようなことはいわない方がよい」と一蹴しているが、このことばは、「親分」佐々木の意に従う「子分」瀧川にハネ返るのではあるまいか。

第三の問題は佐々木の「推薦」の効力である。2月の教授会で佐々木に後任を推薦してもらうことになったのは事実だろうが、その際教授会は「推薦」を「決定」と同義と認識したであろうか。瀧川は「長老に推薦を頼んでおきながら、決定するのは教授会だ、というにいたっては、非常識を通り越している」と非難するが、非常識なのは瀧川の方ではなかろうか。今日でも正規の詮衡委員会を経て提案される教官人事が、教授会で否決される事例は、現実存在する。教授会の人事決定権はそれほど重いのである。いくら長老に推薦を依頼したとしても、推薦されてきた人物に異論があれば、教授会の否決は、いたし方ないことである。

第四の問題は、なぜ教授会の多数の反対を受けながら瀧川が大石採用にこだわったか、である。それは瀧川の応報主義・復古主義理念にもとづく。もし佐々木が京大の定年を超えていなければ、当然憲法学担当教授として復帰したであろう。佐々木の復帰が不可能である以上、佐々木の指名する代役を採用せねばならないという論理である。それに加えて瀧川が「先生」とだけいえば、それは「佐々木惣一先生」のことだといくら(13)、佐々木と瀧川の間関係は密接なものがあつた。その師に対する約束は絶対に果たせねばならなかつた。瀧川には、瀧川事件当時への復古の念が強すぎて、民主化の国民的課題に沿った新大学を建設したいという、維新の精神に乏しかつたのではなかろうか。これが立命館の再建にあつた末川博との大きな差である

(14)。

最後の問題は、いかなる信念が瀧川を大学自治の擁護者から抑圧者へと変貌させたのか、である。第一は自らの京大教授再任はマッカーサーのお墨付によるとの信念である。「私の復帰は、教授会できめたんじゃないんです」「マッカーサーのメモランダムで帰さなきゃならないことになっている」(瀧川—1967)。平場安治は「われわれには、瀧川学部長の背後にはマッカーサーの姿が常に二重写しに見えた」(平場—1988)と語る(15)。もともと強い瀧川の自信は、マッカーサーの後楯ありとの思い込みにより倍加された。第二は「竹田覚書」の存在である。そこでは「制度・人選等につき」自分のみの特別な地位を認め、「その決定を尊重する」とうたわれていると瀧川は信じ切っていた。第三は自分だけが瀧川事件の主役であるとの思い込みである。事實は瀧川は序幕でこそ主役ではあつたが、第二幕から幕切れまで主役は法学部の教官と学生であり、瀧川は表舞台には登場していない。瀧川は終始自分が主役であつたと錯覚し、事件が多くの犠牲者を出したことに対する謙虚な姿勢に欠けた(松尾—1992)。

以上筆者は瀧川部長の初期の人事だけを問題とし、そこに顕著な権力的な応報主義、復古主義的傾向の存在を指摘した。総体としての瀧川人事については材料不足のため批判を差控えなければならない(16)。参考のため、大隅健一郎の言葉を紹介しておこう(大隅—1988)。

「瀧川先生の再建工作は、一、二の例外を除き、いささか甘過ぎたように思います。その後京大の法学部は相当充実したと思いますが、それらの教官は瀧川先生の再建工作によって就任した人ではなくして、それと無関係に教授会で助手あるいは助教授に採用した人ばかりです。その意味で、瀧川先生の再建工作は必ずしも成功とは言えなかつたかと思ひます」。妥当な評価といえよう。

3 瀧川総長に対する「暴行」事件（創立記念祭事件）

1955年6月3日、同学会の要請する創立記念祭行事をめぐって発生した瀧川総長に対する「暴行」事件について、『京都大学百年史』総説編(593ページ)は、簡潔に次のように記す。

「昭和30(1955)年6月3日に、11月祭と創立記念祭の実施方法などについて、同学会と大学当局との間の話し合いが決裂した。その直後、同学会代表との面接を終えて退出する瀧川幸辰総長を、多数の学生が監禁するという事態が起き、警察官250名が導入され、5日、同学会は再び解散させられた。この「第2次瀧川事件」で、二名の学生が逮捕起訴され、法廷における総長と学生との師弟対立が話題になった」。

「暴行」事件は瀧川が面接を終えて別棟の研究室に帰ろうとしたとき、再交渉を要求する学生たちがこれを阻止して、瀧川を総長室に押戻したときに発生した。三上隆(文四回生)、伊多波重義(法三回生)は、瀧川に対する暴行傷害、五人の職員に対する暴行、瀧川が総長室に帰ったあと、なおも再交渉を求めて解散命令に従わなかったかどでの住居侵入、以上三つの罪により起訴された。検察側は両者ともに懲役一年を求刑したが、1958年4月16日、京都地方裁判所は兩名の職員五名に対する暴行と伊多波の瀧川に対する傷害の件を無罪とし、三上には罰金一万円、伊多波には罰金二千元(執行猶予一年)を宣告した。兩名および検察側はともに控訴し、1962年10月17日、大阪高等裁判所は三上の傷害行為を否認して暴行のみで罰金三千元(執行猶予一年)、伊多波の完全無罪を宣告した。三上はさらに最高裁判所に上告したが、上告趣意書未着の理由で翌年1月30日棄却された(京都地方検察庁保管両被告の「刑事確定訴訟記録」第一・九・十冊)。

瀧川は二人の起訴を当然とした。三高時代より五十年來の友人である林良材医師が、瀧川没後に記した「人間瀧川を語る」(瀧川—1963)は次のよ

うに伝える。瀧川は事件の翌々日に出発した外遊から二ヵ月後に帰国したとき「京大の代表者」から学生を「不起訴にしてもらおうと手をつくしたが、うまく行かなくて誠に相済まぬことになった」と挨拶され、もし起訴されないようでは「法治国としての面目何れにありや」と不興の態度を示した。そのあと佐々木惣一に帰国挨拶の訪問をしたとき、佐々木が「教育者として何とか穏便な道もあったらうに」との意見をもらすと、瀧川は「私は教育者じゃありません」、先生は現代の学生に「大学生と無頼漢」の二種類あるのをご存じない、と「喰ってかかった」と。瀧川は第一審、第二審とも検事側証人として、三上と伊多波を名指しで傷害を加えた犯人と供述している。

瀧川のこの態度は自らの刑法学説たる応報主義にしたがったものとして理解できる。理解できぬのは、被告学生のために特別弁護人となった法学部三教官への態度である。事件の三ヵ月後、9月8日に初公判が開かれたこの裁判では、能勢克男(伊多波主任弁護人)・毛利与一(三上主任弁護人)を筆頭に、佐伯千仞・菅原昌人・海野普吉・林逸郎ら錚々たる弁護士十一名が顔を揃えたが、このほか、京大法学部の田畑茂二郎教授(国際法)が伊多波の、平場安治教授(刑法)・宮内裕助教授(刑事学)が兩名の特別弁護人となった⁽¹⁷⁾。

『京都新聞』(8・24)は田畑の談話として「伊多波君が私のゼミを選択しているからで他意はない。私は伊多波君が学内でとった行動については決して肯定していない。しかし罪に問われれば指導者として弁護してやるのが私のとるべき道だと思う。しかしこれは対検察側との問題で、総長と私との問題でない。伊多波君から依頼は受けていない。あくまで私個人の意志から出たものだ」と弁護人を引き受けた理由を紹介している。同じく『京都新聞』(8・25夕)は、平場・宮内の理由として「学生側からの要望と、学内での行政処分が終り問題が純粹の刑事事件として扱われることになったので専門の刑

法、刑訴法上の法理論から検察庁と闘うことになったもの」と観測し、また、「教え子たちが世間から見離されてその将来に犯罪者のラク印を押されるかどうかの危機に直面しているのであえて教職から立つと意向をもらしていた」と報じている。

ところが、二年後の1957年8月30日にまず田畑が、次いで9月13日に平場が、9月15日に宮内が特別弁護人辞退届を裁判長あてに提出、受理された(前出「刑事確定訴訟記録」第七冊)。この間に何が起ったのか。

瀧川は三教官が特別弁護人となった当初から、三教官を非難した。公判初日、瀧川は産経新聞記者山海秀明に、三教官が総長や学部長に無断で弁護人となったと非難したあと、「暴行事件を起すすでに処分が決定したのに今更学生の弁護ということは矛盾している。同教授らがあくまでこの事件の弁護をしようというのなら京大を去るのが当然だ」と語った(産経、9・9)。さらに瀧川は、9月14日山海に対し、「教育公務員特例法」⁽¹⁸⁾を持出し、「教員任命の場合は教授会の議決にもとづき学長が任命するが、免職するときは教授会は何の権限もない。だから教授会がもし特定の教授免職に反対したにもかかわらず大学評議会が免職を議決したときその教授会全員の責任となる。三教員について“まず大学を去って特別弁護に当れ”といったが、同教員らはすでに特別弁護人として出廷したからこの点が問題だ」と説明した(産経、9・15)。第三十五回公判(1952・9・5)で証人となった山海は服部検事の「教授会全員の責任となる」とは「どういう意味」かとの質問に対し、それは総長に質問してくれと答えている(「刑事確定訴訟記録」第七冊)。瀧川は公判廷でもその意味を明らかにしていないが、おそらくは全員辞職をいうのであろう。

翌1956年4月10日の「入学宣誓式」の「総長告示」において、瀧川は法学部の大学自治への貢献に言及したあと次のように述べた。

学内の秩序を乱す教官、研究者として不適

当な教官、一口にいうと大学の教官としてその任でない者を、その教官の属する学部の自主判断によって処分することができなければ、大学自治は仲間擁護の得手勝手な制度に過ぎないものとなります。社会がこれで納得するわけではありません。外部勢力との闘争において成果をあげたその学部も内部の肅正については、残念ながら十分な成果をあげているといい切る勇気を、私はもつことができません(京都大学大学文書館所蔵の歴代総長告示記録。瀧川幸辰先生記念会『瀧川幸辰』62ページにも同文あり)。

これを報じた『朝日新聞』の同日付夕刊は、「式場はこの時、強い緊張に包まれた」と記している。大学の公式行事の席上、総長が特定教官を「大学の教官としてその任でない者」と非難し、これを処分しない特定学部を批判するのは前代未聞の出来事である。さらに瀧川は「暴行」事件第二十八回公判(1957・3・7)において、毛利・佐伯・菅原三弁護人より、教育公務員特例法の解釈についての追及に会い、次のように答えている。

「任命は教授会、罷免は評議会」。

「教授罷免をする場合にはまず教授会が責任を持ってやるというのが建前です。それでもできない場合には評議会にかけます」。

沢柳事件で確立した「制度運用上の規律は」「死んでおる。」「もうない」。

「罷免されるような人なら教授会が処理をすると思うんです。教授会が処理しない場合総長から教授会へ処理すべく勧告する」。

「教授会が罷免に値しないと決議した場合」「原則的には教授会の議に従います。しかし総長はどうみても目にあまっておる人間でならば、それを教授会が処理しない場合には、評議会にかけます」(「刑事確定訴訟記録」第七冊)。

瀧川が三教官を大学教員として不適格と認め、法学部教授会が処分に反対しても、評議会に付議

するとの意を抱いていることに変わりはない。瀧川にとって、人事についての教授会自治の原則はすでに死んでいるのである。

この瀧川証言の直後、1957年4月11日の「入学宣誓式」の総長告示では「大学の自治は研究者の任命、罷免がその大学、特に学部教授会の意見が重きをなすという制度において端的に認められます。この制度は今日のわが国で常識になっておりますが、一挙にして出来上ったものではありません。多年にわたる先輩の努力の賜物でありまして、その功績は完全に本学に帰せられるとあってよろしい」と教授会自治の慣行重視へと軌道修正をはかったようにみえた。しかしそれがポーズにすぎなかったことは、この年8月末から9月にかけての三教官の特別弁護人辞退に示される。

その前にこの間の三教官および法学部教授会の態度を見ておこう。第一回の公判出廷で瀧川が不快感を示したとき、平場は次のように反発している。

総長は当初から今回の公判は被告学生と検察側の対立であり自分は単なる被害者で何の関係もないと力説されていた。だから私が学生の弁護を引受けてもそれはあくまで検察側との争いで総長と対立するなどということは考えられない。公務員として所属長に何の連絡もしていないといわれているが、すでに大隅法学部長に話してある。また被告学生を学内処分にしたことと刑事訴訟とははっきり別箇なものだ。もしこれが同じものだというならば、それこそ一事不再理という法律の根本原則で憲法違反で問題だ。だから大学当局の構成員として被告学生の処分を認めたからといって刑法の対象になっている学生の弁護を引受けることが矛盾するものではない。私としては決して総長を傷つけようなどという気持は全然ないことをもっと理解してほしい(産経、1955・9・9)。

部長には特別弁護人の件は話してある。学内処分と刑事裁判とは別物だ。総長を傷つけるつもりは

毛頭ない。こういう気持は三教官共通であったろう。田畑は最初から最終弁論までは出廷しないという立場で、第一回公判に出席してから一度も法廷に現われなかったが、平場は瀧川の第二回証言直前の第二十七回公判(1957・1・24)までに計十一回、宮内は計八回出廷している。ただし発言したのは平場が二回、宮内が一回だけである。瀧川が証人台に立った第二十五回と第二十八回はともに欠席し、第二十八回以後は特別弁護人を下りる直前の第三十四回公判まで一度も出席していない。瀧川との対立を避けたのである。

法学部内には瀧川支持派と反対派が存在していたが、法学部長(1954・9・30～1956・9・30)は立命館復帰組の筆頭たる大隅健一郎で、1956年4月の法学部を非難する総長告示にもあえて黙殺の態度をとった。後任の大石義雄(1956・9・30～1958・12・31)は既述の教授就任経過からして当然瀧川派であるが、うかつに手をつければ大問題になると見てか、表面上静観していた。それが法廷における瀧川証言後五カ月も経ってにわかに三教官の弁護人辞退となったのはどういうわけか。三教官とも裁判所への辞任届けには「都合により」とのみ記している。外部には、田畑は「学内に対立を生んだと世間の批判を招いた。これは私の真意と違ふし、同僚に迷惑をかけては、ということから辞退した」と語り(朝日、9・6)、平場と宮内は「諸般の事情によって」と説明したという(京都、9・14)。

「京大事件特別弁護辞退の真相」(京都、9・15)によれば、この時期にわかに弁護人辞退を表明せねばならなくなったのは、現在大阪府熊取町に設置されている原子炉の設置場所をめぐる紛争に関連するという。1956年11月に原子炉設置準備委員会が設けられ、京大、阪大各四名と政府関係三名が委員となり協議が始められたが、原子力問題なので宇治市をはじめ候補地で次つぎと反対運動がおこり、決定したのは1960年のことであった。この間阪大内で意見の対立がおこったらしく⁽¹⁹⁾、これを追及した

京大側に対し「京大でも特別弁護人に立つ教授があるのではないかと切返され、京大の立場を弱めた？ことから学内問題としてこの特別弁護人問題が議論されることに」なり、「法学部が正式に教授会の議題として取り上げざるを得なくなった」という。

伊多波被告が9月20日「法学部某教授」から聞いたと前置きして語ったところによると「教授の罷免権は評議会ではなく、教授会にあるということは法学部教授会で満場一致で認められた。三教授の出廷問題が評議会に出た場合は、総長と三教授の間に板ばさみとなって法学部の評議員(大石部長、長浜政寿、加藤新平)の立場が苦しくなり、問題が拡大するのを防ぐため、このような措置がとられた」という(学園、9・23)。

おそらく瀧川は11月の総長選挙を控え、原子炉設置問題を好機として問題の決着を図るべく、大石学部長に教授会の正式議題とするよう求めたのであろう(補註)。

なぜここまで執拗に瀧川は特別弁護人問題にこだわったのか。解散前の同学会議長高橋正立「なぜ大学では道理が通らなかったか」(学園、9・23)は「問題は瀧川総長の個人的な感情に起因する」と見て、「暴行」事件を学内問題として処理すべきだったとする三教授への、あくまで「暴行傷害事件」だとする瀧川の「感情的とも思われる対立意識」の存在を指摘する。付言すれば、瀧川は被告を弁護するものは自分の証言の信憑性を疑うものであり、ウソつき呼ばわりするものであると認めた。『激流』(117ページ)でも「ウソつきだという総長のいる大学に勤めていることがおかしい。総長のいうことが間違いないと証明された以上、常識のある大学教授なら、みずから身を引くだろう」と書いている。しかも平場、宮内の「二人とも私が推薦して京大法学部の教官に加えた」とまで注記している。「身内に背かれた」とでもいいかげである。

瀧川の主張は間違っている。瀧川の暴行学生を特定した証言が、ウソかまことか、裁判で決着がつ

いていないのに、自分の証言をウソ呼ばわりするといつて弁護人を非難するのは唯我独尊というものである。まして三教官は瀧川の証言を批判するために弁護人になったわけではないし、現実に法廷でウソつき呼ばわりした事実もない。第一審判決は「証言の信用できるかどうかは個々の場合についてその証言の内容や他の証拠を具体的に検討して合理的に決すべきものである」として三上の加えた傷害を認定したが(『判例時報』152号)、第二審判決は、「瀧川証人の本件に関する記憶は、被告人両名が本事件の主謀者であるとの先入観に基いて」おり、「同証人の証言と客観的事実との一致については大いに疑問がある」と論断し、三上の傷害行為をも否認したのである(同前、343号)。

三教官に圧力を加えるために教育公務員特例法を持出して、沢柳事件によって確立し、瀧川事件ではその維持のために多くの犠牲者を出した教授会の人事権を自ら否定するに至っては、法廷で菅原昌人が用いたように「変節」としかいいようがない(菅原—1980、198ページ)。瀧川は「特別弁護人を引受けたことは、この場合にかんするかぎり大学自治に無理解であり、そのために学内で問題をまき起こした」(『激流』118ページ)というが、はじめの語句を「特別弁護人に圧力を加えたことは」と直せばこの評価は瀧川自身に適合するのではあるまいか。

不当な瀧川の圧迫に抵抗できなかった三教官の側にも問題がある。菅原『文』(186ページ)のいうように「断じて頑張るべき」ではなかったか⁽²⁰⁾。評議会では三教官の罷免を行ったら、おそらく第二の瀧川事件となり、京大を追われるのは、瀧川総長になったかも知れない。幸か不幸か事態はそこまで行かなかったが、特別弁護人辞退問題が、法学部内の空気を陰鬱ならしめたことは間違いがない。底流としての反瀧川の傾向は強まったとみてよい。

この年の11月24日、総長選挙が行われた。有権者303教授による第三次投票の結果は平沢興(医)160票、井上吉之(農)84票、瀧川59票で、決

戦投票にいたらず平沢の当選が確定した。四年前には決戦投票の結果、瀧川147票、平沢134票、わずかに13票の差で瀧川が当選した(学園、1953・11・30、1957・11・25)。前回は対学生運動強硬派の瀧川を支持した保守派も、今回はあまりにも強引に過ぎる瀧川を見限ったものとみられる。

おわりに

滝川事件の後遺症は残留教授会の「勝利宣言」により、法学部教授団の分裂、十三人の助教授以下教官の退職をみたことにはじまる。これが法学部のその後の再建を困難ならしめた決定的な要因である。後遺症は半年後の六人の助教授以下の復帰により、むしろ複雑化した。たしかに復帰組、残留組若手および新規採用の人たちの精進により、再建は前進したが、退官・残留・復帰三派の溝は埋まらなかった。敗戦後、残留組の退陣、退官組の復帰(といっても実質的には瀧川一人)によって後遺症は解消され、再建が軌道に乗るかと思われたが、実際はGHQの威光と「竹田覚書」というお墨付きにより事実上人事権を握った瀧川部長と、復帰組を中心とする教授会との対立により、後遺症はかえって充進した。教職追放を名とする三教授の免職と強引な教授の新規採用は、滝川人事の応報主義的復古主義を露呈し、教授会メンバー多数の不満を買った。さらに総長瀧川の、記念祭事件被告特別弁護人に対する、大学自治を無視した圧迫は、ますます法学部内の反瀧川感情を強めた。

もともと、残留派系や途中復帰系の優勢な法学部には、滝川事件を記念する空気は薄い。そこに瀧川個人に対する反感が加わり、その空気はますます希薄となるのは当然である。しかし、十年くらい前から法学部の空気は変わりつつあるように見える。もと法学部の助教授(1956～1970年)で当時最高裁判所判事であった園部逸夫は『有信会誌』33号(1991年)で「大学の自由を掲げた京大法学部の歴史の陰にあって、滝川事件の後遺症は」「消極財産

でもあった」が、「いまは新しい京大法学部の魅力を語りうる時代になった」と語っている。私自身に即してみても、二十年くらい前、法学部のある教授から、「昔のことをほじくるな」と忠告を受けたが、一昨年の法学部創立百周年記念会では「自由と自治の伝統——澤柳事件と瀧川事件」と題して講演を依頼されるという光栄に浴した(松尾—2000)。五年後あるいは十年後の法学部に期待したい。

文中、学術論文の慣例にしたがい、敬称は一切略した。多くの先輩方に率直な批判を加え、間々礼を失ったことも、おわびせねばならぬ。とくに瀧川幸辰博士に対する評価については、不満を抱かれる読者も少なくなろう。私は本論文では瀧川博士を京大法学部再建問題との関連でのみ論じたのであり、博士の学問研究、教育行政全般についての評価はまったく行っていない。これについては近刊の伊藤孝夫『瀧川幸辰』(ミネルヴァ書房)が明らかにすることであろう。

本論文は2003年5月26日、東京の瀧川事件記念会での講演を基礎としている。その機会を与えて下さった井田邦弘、内田剛弘、園部逸夫氏ら、および原稿化に際し資料面で世話になった、瀧川事件当時の教官中唯一の生存者佐伯千仞博士をはじめとする伊藤孝夫、伊藤之雄、嘉戸一将、貞好康志、佐藤幸治、末川清、園部逸夫、高橋正立、田中真人、鳥越健治、豊下楯彦、西山伸、広川禎秀、山崎信行、山下健次ら諸氏に感謝の意を表する。

(2003年9月22日稿)

[註]

- (1) 以上宮本構想については、「宮本英雄談話筆記」(1966年10月3日)による。この記録は非公開であるが、筆者は1986年、当時の管理者により、メモをとることを許された。
- (2) 教育学者加藤仁平は小西重直の弟子で、滝川事件に小西側近として関係し、『小西重直の生涯と思

想』（黎明書房、1967年）に小西解決案についての記録を残した。これとは別に、加藤は事件当時の新聞切抜帖をつくっており、その余白に感想を記している。ここで紹介したのは、1933年7月27日に加藤に語った近藤談の一部である。

- (3) 『中外日報』（昭9・3・4）は近藤の辞表撤回につき、近藤は佐々木の職責相違論に「最初に反対した人であるから一寸奇異である」と評した。（註2）の加藤メモは、近藤が留任を決意した7月27日夜「男も立てねばならぬが、自分の将来もあるからな」と語ったと書き、「仁思う。この態度はいけない」と注記している。一方、田中周友とともに近藤の説得にあたった牧健二は、「夜中の一時まで説得、承知したとき近藤は男泣きに泣き、田中ももらい泣き、実に悲愴な感じだった」と語る（牧—1966年7月14日）。なお近藤は新聞記者には「恩師（中島玉吉）と苦難を共にする」と語ったという（大毎、昭9・3・21）。
- (4) 池田栄は結局最後まで辞表を送って来なかった。沢柳事件のとき、同僚の電報や新聞で情勢を知ると直ちに辞表を留守宅宛に発送した河上肇とは、大きな相違である（松尾—1993）。
- (5) 『恒藤恭日記』（1934年2月27日）によれば、この日「細野氏」なる人物が恒藤を訪ね、末川博、田村徳治を交えて会食している。これが細野長良である可能性がある。単なる情報収集のためか、それとも立命館諸教員との交渉について了承を求めたのであろうか。
- (6) 『激流』（225ページ）や『京都大学百年史』部局史編一（290ページ）は12月4日としているが、『恒藤恭日記』（1945年12月5日、1946年1月9日）によれば12月5日である。日記の方が正確であろう。
- (7) 『恒藤恭日記』（1946年分の末尾）によれば、「法学部再建の根本方針」の題がついている。文章も『激流』所載のものとは若干の相異がある。
- (8) 『恒藤恭日記』（1947年11月5日）によれば、この日の教授会では「大岩氏講師の件」が議題となっている。大岩誠をとりあえず「政治史」の講師として復活させる案かと推測されるが、1948年度の京大職員録を見ることができず、結果を確かめ

ることができない。おそらく否決されたのではなからうか。1949年8月には瀧川の招きで猪木正道が来任しているから。

- (9) 瀧川が滝川事件当時から田中を高く評価していたことは、次の田畑磐門宛書簡（1933年8月22日付）の一節で判明する。「それにしても残留組に田中周友君が居るのは、同氏のために気の毒です。前途ある篤学者で、残留組唯一の学者ですが、何か魔がさしたのでせう。あの解決案がわからないとなると、法学者としての将来が台無しになります。私は、個人的に、その当時田中君に辞職を勧告しやうと思ったのですが、一人前の教授に対して、それはあまり失礼と思返して、やめたのでした。外の先生方の前途は知れたものですから、どうでもよいが、彼田中だけは何とか救ってあげたい（学者として生活出来るやう）といふ気持ちがします」。
- (10) 立川「ソ連外交の諸問題」（四）（『法学論叢』48巻3号、1943年3月）は、外交史研究の方法を論じ「外交史学の研究はそれが真に科学的なるの名に価するためには、あくまでも論理的でなければならない。しかしてその論理的帰結は、少くもわれわれの外交史学研究に関する限り、兵としてのわれわれにも承認しうることでなければならぬ」。「兵としてのわれわれは生死の巖頭に立って、悉く畏くも大君を仰ぎ奉る。」「大君を仰ぎ奉ることに於て、同時に祖国を実体的にとらえる。そこでは国家は仮設でも単なる人為的機構でも権力的装置でもない。」「ここに外ならぬ我国体がある」などと書きつらねている。

立川は戦後これらの文章について自己批判を発表したことはない。ただし、新入生の歓迎会などでは、自分がかつて戦争協力者であったことに対する自責の念を語ったという。戦後しばらくは、「よく瀧川が立川を許したものだ」との噂が学生間に流れていたらしい（豊下植彦談）。
- (11) 瀧川「京都大学の刑法講座」（1947年11月稿、『刑法学周辺』玄林書房、1949年、所収）は、佐伯の学風について『刑法総論』は内外の学説の叙述について完全に近いものであるが、客観的違法か

ら出て主観的違法の結論を取り入れている点に弱さが感ぜられる」と評している。ただし『刑法における期待可能性の思想』については、「特殊研究の少ない日本では目立って立派なもので、期待可能性思想の故郷であるドイツにも、これほどまとまった研究はまだ出ていない。日本の刑法学の水準を高めたものの一つとして高く評価せられてよい」と賞揚している。

(12) 『京都大学職員録』を見ると、少くとも1950年度までは、佐々木が憲法学を、大石が国法学を担当している。大石には憲法学を任せられぬという教授会多数の意向によるものではなからうか。

(13) 瀧川『随想と回想』（立命館出版部、1937年）に「先生」と題する一文がある。文中あえて姓名を記さず、ただ「先生」とだけ普通名詞で書いているのが佐々木惣一を指すことは一目瞭然である。

(14) 京大復帰の交渉を受ける前に立命館入りを決意し、11月6日には大阪商大に辞表を提出していた末川博は（同日付『末川博日記』）次のように新聞記者に語る。「復帰の正式交渉は受けていない。しかし万一そんな話を持込んできてもはっきり断るまでだ、官等や位階勲等を身につけて講壇に立っている官立大学にどうして真に民主主義的な学園が生まれよう。…研究の自由大学の自治が期待出来よう…欧米の有名な大学、権威ある大学は殆んど私立である、私学においてこそ学的良心に反しない研究態度が求め得られるのだと信じている。ともかく現在のような教授の顔触れの中へ私が再び仲間入するようなことがあれば、凡そ頭脳を疑われると思うがね」（京都、昭20・11・7）。いま、立命館大学構内に「未来を信じ未来を生きる」と刻した末川の記念碑が立っている。末川の立命館入りにはこの決意があったのであろう。復古主義の瀧川とは対照的な姿勢である。

(15) 平場は瀧川とマッカーサーの共通性を論じ、「民主主義的に変革するためには、民主主義的精神の体得者である支配者が非民主主義的大衆を独裁的に支配しなければならぬとの政治原理が両者に共通してあるように思われた」（平場—1978）と語る。ただし瀧川が京大法学部を民主主義的に変革

しようとしたか、疑問符がつく。

(16) 瀧川の京大法学部人事との関連で見逃せぬのが、大阪大学法経学部創設人事である。大阪大学五十年史編集実行委員会編『大阪大学五十年史 部局史』（大阪大学、1983年）によれば、阪大総長今村荒男は京大法学部長瀧川幸辰、元京大法学部長宮本英雄、東大法学部長我妻栄の三人に法学関係のスタッフの人選を依頼し、1948年9月14日に法学科が設置された。

〔教授〕 関西学院大教授石本雅男（民法）、大阪家事裁判所長大阪谷公雄（商法）、京大教授小野木常（民事訴訟法）、立命館大教授大淵仁右衛門（国際法）、立命館大教授磯崎辰五郎（行政法）、立命館大教授森義宣（政治学）、衆議院常任委員会専門調査員武藤智雄（法制史）。

〔助教授〕 同志社大助教授瀧川春雄（刑法）、同熊谷開作（法制史）。

〔兼任教授〕 大石義雄（国法学）

〔兼任助教授〕 磯村哲（民法）

〔非常勤講師〕 中谷敬寿（憲法、関西大教授）

瀧川・宮本・我妻の三人がどこまで協議したか不明だが、右の顔触れはほとんど京大系であり、宮本は瀧川との親友の間柄で、実質的には瀧川人事といえるのではなからうか。この阪大人事にも滝川事件の後始末の色合いが濃い。石本雅男は1934年の復帰事件のとき立命館大に踏み留まった副手の一人であり、磯崎辰五郎は大石義雄と並ぶ佐々木惣一直系である。大淵仁右衛門・中谷敬寿も佐々木門下である。大阪谷公雄は竹田省の推薦であろう。小野木常は前記のごとく、滝川事件直後の穴埋め人事に登用され、本来なら戦後京大より追放されるべき立場にあったが、いかなる理由かそれを免れていた。瀧川はその始末を転任というかたちでつけたのであろうか。ついでにいえば、助教授二人は瀧川の実子と女婿であり、この人事はのちに物議をかもしたらしい。

(17) 佐伯千仞は次のように語る（佐伯—2003）。「学生たちから弁護人を依頼されたとき、いま以上瀧川さんとの関係を悪化させたくないと一旦は拒否し、能勢克男氏らに弁護を依頼するよう知恵を授

けたが、結局は引受けざるを得なかった。田畑氏ら三人の特別弁護人については、最初から、やめておけ、君たちが弁護人になっても何の役にも立たない、と忠告したのだが、支援の学生たちに押切られたのだろう。佐伯はほとんど毎回出廷し、能勢、毛利、菅原とともに弁護団の中核的存在であったことが、公判記録で判明する。このほかの弁護人は海野晋吉、林逸郎、坪野米男、小林為太郎、小田美奇穂、阿部甚吉(以上は両被告共通)、長谷川平(三上のみ)である。なお弁護費用は、支援学生のカンパで海野、林の二人に東京からの旅費を支払うくらいで、ほとんど手弁当であった(高橋正立談)。

- (18) 1949年1月12日公布の同法第四条は、大学教員の「採用及び昇任」は「大学管理機関」(この場合は第二五条一項により「教授会」)の「選考による」と規定し、第六条では「免職」については「大学管理機関」(この場合は第二五条三項により「評議会」)の「審査の結果による」と規定する。この規定の文章そのものを金科玉条とするのが瀧川である。これに対し、免職の場合も教授会の決議によるのが沢柳事件らしいの慣習法で、評議会の免職決議は学部教授会の決議を前提とする、というのが弁護団の主張であった。宮本英雄・末川博ら滝川事件の当事者はこの弁護団の主張を支持している(学園、1952・6・3)。杉村敏正(京大)・大西芳雄(立命館大)の現職教授も同様である(同上、4・29、5・13)。一方、文部官僚として特例法の立案に参画した教育学部教授相良惟一は、瀧川の解釈を支持している(同上、4・15、5・20)。
- (19) 瀧川「関西研究用原子炉」(瀧川一1964)によれば、宇治に設置がきまりかけたとき、設置委員会では賛成した阪大の委員のうち、反対署名に加わったものがおり、他の阪大教授も地元で反対宣伝を行ったという。
- (20) 当時平和問題談話会のメンバーとして末川博・恒藤恭と親しかった桑原武夫は、両人が弁護人辞退を腑甲斐なしとみていたと語る(松尾一1992)。
- (補註)伊藤孝夫『瀧川幸辰』(ミネルヴァ書房、2003

年)は「九月一二日京大法学部教授会ではこの問題が審議され、大石義雄学部長が公式に学部の意思を問われているが、自分としては特別弁護人の地位と大学教官の地位とは両立しないと考えると発言、平場・宮内両教官からは、このままでは法学部にとって不測の事態を招かないとも限らないのでこの際特別弁護人を辞退したい、との発言があり、了承されている」と記す(292ページ)。おそらく教授会議事録による正確な記述であろう。

[参照・参考文献]

- 猪木正道『私の二十世紀——猪木正道回顧録』世界思想社、2000年
- 大隅健一郎『商事法六十年』商事法務研究会、1988年。
- 大橋智之輔ら編『昭和精神史の一断面——法哲学者加古祐二郎とその日記』法政大学出版局、1991年。
- 京都大学七十年史編集委員会編『京都大学七十年史』京都大学創立七十周年記念事業後援会、1967年。
- 京都大学創立九十周年協力出版委員会編・発行『京大史記』1988年。
- 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』部局史編一、京都大学後援会、1997年。
- 同、総説編、1998年。
- 同、資料編二、2000年。
- 佐伯千仞「吾が青春吾が母校」『京大史記』1988年。
- 「佐伯千仞先生に「京大事件」を聞く」『立命館百年史紀要』5、1997年。
- 佐伯千仞談話、2003年8月21日。
- 佐々木惣一「その後の事ども」佐々木ほか『京大事件』岩波書店、1933年。
- 『末川博日記』大阪市立大学大学史資料室所蔵。
- 菅原昌人『文 菅原昌人文集』岡田・北村法律事務所、1980年。
- 世界思想社編集部編(編集代表高島國男)『瀧川事件——記録と資料』世界思想社、2001年。
- 瀧川幸辰『随想と回想』立命館出版部、1937年。
- 瀧川幸辰『激流』河出書房新社、1963年。
- 瀧川幸辰先生記念会編『瀧川幸辰』世界思想社、1963

- 年。
- 瀧川幸辰『ゆきとき清談』河出書房新社、1964年。
- 「瀧川幸辰先生に聞く(遺稿)」利谷信義・乾昭三・木村静子編『法律学と私』日本評論社、1967年。
- 『恒藤恭日記』大阪市立大学恒藤記念室所蔵。
- 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』部局史一、東京大学、1986年。
- 鳥養利三郎『敗戦の痕』非売品(世界思想社編集部—2001年所収)
- 鳥養利三郎『鳥養利三郎先生随筆集』非売品、1974年。
- 『判例時報』152号(1958年)所収「いわゆる京大事件の第一審判決」。
- 『判例時報』343号(1963年)所収「いわゆる京大事件の控訴審判決」。
- 平場安治「京大を去るにあたって」『有信会誌』21号、1978年。
- 平場安治「受難の刑法講座」『京大史記』1988年。
- 牧 健二「水晶の玉」田村会編・発行『田村徳治』1960年。
- 牧 健二「談話筆記」、1966年7月14日、11月8日。
- 松尾尊兌「瀧川事件の一問題点 —— 小西解決案と佐々木惣一 ——」『史林』69巻2号、1986年。
- 松尾尊兌「非常時下の知識人 —— 京大瀧川事件の場合 ——」藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』1、1988年。
- 松尾尊兌「京都大学瀧川事件」『昭和ニュース事典』4解説、毎日コミュニケーションズ、1991年。(世界思想社編集部—2001、所収)。
- 松尾尊兌「ある日の桑原武夫先生」『図書』515号、1992年。
- 松尾尊兌「河上肇と大学自治」松尾『大正時代の先行者たち』岩波書店、1993年。
- 松尾尊兌「自由と自治の伝統 —— 澤柳事件と瀧川事件」『有信会誌』42号、2000年。(世界思想社編集部—2001所収)。
- 「三上隆・伊多波重義両被告 刑事確定訴訟記録」全十冊、京都地方検察庁保管。
- 宮本英雄「談話筆記」、1966年10月3日。
- 山下健次「大西芳雄」『立命館法学部創立百周年記念誌』立命館大学法学部、2000年。
- 立命館百年史編纂委員会『立命館百年史』通史一、立命館、1999年。